社会福祉法人等指導監查主眼事項(入所者処遇・障害者支援施設)

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	П	文	根拠法令等
1 基本方 針	(1) 施設のサービス(処遇)について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者(利用者)の意向、希望等を尊重するよう配慮されているか。	適	否	否	障支施設監查指針第1、障支設備運営基準3条②、障支基準条例3条②
	(2) 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村や 障害福祉・保健医療サービス事業者との密接な連携が図られ ているか。	適	否		障支施設監查指針第1(10)、 精障施設監查指針第2-7 障支設備運営基準15条、 障支基準条例17条
2 障害者 の権利擁 護	(1) 人権の擁護及び虐待を防止するための研修が行われているか。	適	否	否	障支基準条例3条③
	(1) 預り金管理規程が適正に整備されているか。 ◇やむを得ない理由により、施設が入所者(利用者)の金銭を預る場合	適	否	否	指導監督徹底通知5(4)エ、 府預り金規程整備通知
	(2) 保管の申出は、本人又はその家族からの依頼書により行われているか。	適	否	否	府預り金規程3条② 様式第1
	(3) (2)の場合、複数の職員による立会のもとで依頼書の内容を確認し、預り証を交付しているか。	適	否	否	府預り金規程3条③ 様式第2
	(4) 預り金に現金がある場合、速やかに入所者の預貯金通帳 に入金しているか。	適	否	否	府預り金規程3条④
	(5) 預り金管理規程に基づく帳簿が整備されているか。 ①入所者預り金台帳 ②入所者預り金出納帳 ③入所者立替用小口現金出納帳(入所者現金出納帳)	適	否	否	府預り金規程3条⑤
	(6) 施設長は、各保管責任者を別々に定め、事務分掌において その責任を明確にするとともに、それぞれ該当職員に辞令を 交付しているか。 印鑑保管責任者() 通帳保管責任者() (入所者立替用小口)現金保管責任者()	適	否	否	府預り金規程4条①~⑤ [規程例] →施設長等 →事務長、指導員A →事務員、指導員B、寮母
	(7) 各保管責任者は、それぞれを別々の金庫に保管しているか。	適	否		府預り金規程4条⑥
	(8) 通帳保管責任者は、保管する預貯金についての出納をす べて金融機関の入出金伝票により行っているか。 また、キャッシュカードを作成していないか。	適	否		府預り金規程4条⑦

主眼事項等	確認事項及び判定基準	適	П	文	根拠法令等
2 利用者 預り金の 管理	(9) 入所者又はその家族から入金依頼があったときは、複数職員の立会のもとで入金依頼書を確認し、預り証を交付しているか。	適	否	否	府預り金規程5条①、② 様式第3 (預り証は任意様式)
	(10) 入所者から出金依頼があったときは、複数職員の立会のもとで出金依頼書を確認し、施設長の決裁を受けてから出金しているか。 ◇立替購入の精算についても行うこと。	適	否	否	府預り金規程6条①、7条④ 様式第4・5
	(11) 出金した現金を複数職員の立会のもとで入所者に手渡し、 受領書に入所者の署名を受けているか。 ◇署名ができない場合の代筆可	適	否	否	府預り金規程6条② (受領書は任意様式)

					1
(12) 入所者立替用小口現金の取扱限度額は また、取扱限度額を遵守しているか。	適正か。	適	否		府預り金規程7条①
(13) 立替購入を行った場合、領収書(レシート)をまた、購入品を複数職員の立会のもとで入領書に入所者の署名を受けているか。 ◇署名ができない場合の代筆可		適	否	否	府預り金規程7条③
(14) 施設長は、毎月1回以上入所者別に預りっているか。	J金等の点検を行	適	否		府預り金規程8条①
(15) 理事長は、施設長の点検状況について 認しているか。	、四半期ごとに確	適	否		府預り金規程8条②
(16) 監事は、預り金等の保管状況について知 い、監査報告書に記載しているか。	≧期的に監査を行	適	씸		府預り金規程8条③
(17) 施設長は、四半期ごとに預り金等の入出 高を、入所者本人又は家族に報告しているか		適	俖		府預り金規程9条①
(18) 施設長は、入所者又は家族から預り金等 申出があった場合は、速やかに提示している		適	否	否	府預り金規程9条②
(19) 退所等により預り金等を返還するときは、 のもとで入所者に手渡し、受領書に入所者等 いるか。 ◇署名ができない場合の代筆可		適	柘	否	府預り金規程6条② (受領書は任意様式)
(20) 本来施設で負担すべきものを、入所者の ていないか。	預り金から支出し	適	否	否	指導監督徹底通知5(4)エ

凡例) …▷=国、▶=府

【法令】

▷ 障支設備運営基準

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第177号)

【基準条例】 → 京都府条例

▶ 障支基準条例

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備等の基準に関する条例」(平成24年京都府条例第40号)

【各施設監查指針】

▷ 障支施設監査指針

「障害者支援施設等に係る指導監査について」(平成19年4月26日付障発第0426003号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

▷ 指導監督徹底通知

「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成 13年7月23日付雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

▷ 精障施設監査指針

「精神障害者社会復帰施設に係る指導監査の実施について」(平成12年3月31日付障第248号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)

【その他】

▶ 府預り金規程整備通知

「入所者預り金等の管理規程の整備について」(平成9年12月26日付9地域第1318号 京都府保健福祉部長通知)

▶ 府預り金規程

「入所者預り金等の管理規程の整備について」(平成9年12月26日付9地域第1318号 京都府保健福祉部長通知)の別添「入所者預り金等管理規程」